

先住民による前浜と海底の所有権

ニュージーランドの2003年「マールバラサウンズ判決」

廣 瀬 孝 文

The Maori Ownership Question of Foreshore and Seabed: The Marlborough Sounds Decision of 2003 in New Zealand

Takafumi Hirose

Summary

On 19 June 2003, the Court of Appeal of New Zealand, which is the highest court located in New Zealand, released its decision on the jurisdiction of the Maori Land Court to investigate title to the foreshore and seabed of the Marlborough Sounds. The Court held that the Maori Land Court has jurisdiction to determine the status of the foreshore and seabed under the Te Ture Whenua Maori Act 1993 and that the 1963 *Ninety-mile Beach* decision can no longer be considered to be good law. When the British common law was applied to New Zealand in 1840, it was adapted to reflect local customs including property rights. Thus, the laws of England were applied in New Zealand only “so far as applicable to the circumstances thereof.” This was one reason for the Maori ownership of the said area. Another finding was that although there have been a number of acts and laws, none of them ever nullified the Maori title of the land. This article discusses, first, the legal aspect of the decision, and second, political consequences of the decision.

I. 序

2003年6月19日、ニュージーランドの上訴裁判所（Court of Appeal）¹⁾は、ネルソンの近くのマールバラサウンズ（Marlborough Sounds）の前浜（foreshore）²⁾と海底（seabed）は、慣習上マオリ族に属するものであるという判決を下した³⁾。この地域がマオリ族のものであるということは、マオリ族土地裁判所（Maori Land Court）⁴⁾の管轄になり、場合によっては、マオリ族個人の所有物になる可能性もある。この判決によって、海岸線および領海内の海底は公共の財産であるという西洋的な通年は覆され、今後は、マールバラサウンズの海域のみではなくニュージーランド全土の海岸線に関してマオリ族が所有権を主張することもありうるので、この判決は、一種のパニック状態を引き起こした。

イライアス（Elias）女史を裁判長とする5名の裁判官のすべてがマオリ側の主張を認めたこの判決は、海が個人の所有物となった場合に、海におけるさまざまな活動がどのような影響を受けるか容易に想像ができず、ニュージーランドの法制度に不確実性と混乱を招くものとなった。漁業にはどのような影響があるのか、観光やレクリエーションで利用する場合にはどうするのか、国際法で認められている他国籍の船がニュージーランド領海内を無害通航する場合にはどうするのかなど、決して単純ではない問題が立ちだかっている。

II. 経 緯

ニュージーランドには、マオリ族土地裁判所 (Maori Land Court) という裁判所がある。この裁判所は、早くは1865年の「先住民土地法 (Native Land Act 1865)」によって先住民土地裁判所として設置されていたが、1953年の「マオリ族関連業務法 (Maori Affairs Act 1953)」によってマオリ族土地裁判所として再編成され、さらに、1993年の「マオリ族土地法 (Maori Land Act / Te Ture Whenua Maori Act 1993)」によって規約が制定され、現在に至っている。この裁判所は、マオリ族の土地に関することを専門に取り扱う裁判所で、特定の土地が慣習上特定のマオリ族の部族や個人に所属するか否かを審査判定する。当然、文書の形での証拠はないので、長老など、しきたりや慣習に詳しい者の証言などを参考にする伝統的な形の審判を行う。裁判長はマオリ族出身者で、その他に、総督によって任命された数名の裁判官から成る。この裁判所の上にはマオリ族上訴裁判所 (Maori Appellate Court) があり、上訴されたケースを審議する。さらに、ニュージーランドの一般の司法制度の中に位置する上級裁判所 (High Court) は、マオリ族土地裁判所とマオリ族上訴裁判所の両方の判決について再審理することができるようになっている。

さて、ニュージーランドの南島の北端で、北島にある首都のウェリントンからクック海峡を渡った対岸の部分に、マールバラサウンドズ (Marlborough Sounds) という風光明媚な地域がある。ここは、三重県の英虞湾を思わせる地形で、入り組んだ入り江が多く、マリンスポーツや魚の養殖など、経済価値が高い水域である。

1997年に、この地域にすむマオリ族の8つの部族 (iwi) が、1993年の「マオリ族土地法」の第6部 (Part 6) に定義されたとおり、マールバラサウンドズの前浜および海域はマオリ族の土地であるということを確認するよう、マオリ族土地裁判所に請求した。「マオリ族土地法」の第129項⁽¹⁾によると、ニュージーランドのすべての土地は、次の6つの区分のどれかに属することになる。(1) マオリ族が代々居住しており、慣習としてマオリ族の土地とみなされる土地、(2) マオリ族土地裁判所の判断により、マオリ族の個人が自由保有不動産として所有する土地、(3) マオリ族のメンバーが共同で所有する共有地、(4) 国民が単純不動産権で所有する生活のために使用する土地、(5) 国有地、(6) マオリ族が使用できるように保留された国有地。今回の請求は、(1)の慣習としてマオリ族の土地とみなされる土地であることの認定を求めたものであった。

この問題がマオリ族土地裁判所で取り上げられることになる前に、政府とその他利害関係を持つ団体は、前浜も海底もマオリ族土地裁判所の管轄ではないと主張して、この裁判が始まるのを阻止しようとした。

しかし、裁判は行われ、ヒングストン (Hingston) 判事は、前浜も海底もマオリ族の慣習上の土地であるから、当裁判所の管轄下にあると判決を下した。当然、政府と関係諸団体は、マオリ族上訴裁判所に控訴した。

マオリ族上訴裁判所は、即判決を下さず、前浜と海底がマオリ族土地裁判所の管轄下にあるかどうか、また、マオリ族は、慣習上の土地として、前浜や海底の所有権を主張できるかどうかの裁定を上級裁判所に仰いだ。

上級裁判所のエリス (Ellis) 判事は、英国慣習法によると、前浜と海底は国家に所属するもので、さらに、1977年の「領海、隣接水域、占有経済水域に関する法 (Territorial Sea, Contiguous Zone and Exclusive Economic Zone Act 1977)」の第7項、および、1991年の「前浜および海底の寄付及び再授与に関する法 (Foreshore and Seabed Endowment Revesting Act 1991)」の第9項Aでもこのことが確

認められていると述べた。従って、海域は慣習上マオリ族に属するとは言えないというのが判決であった。特に前浜に関しては、1963年の「90マイルビーチ判決」⁵⁾では、前浜に隣接する陸地の部分がマオリ族の所有でなくなった時点で前浜の所有権も喪失するという前例があり、今回の場合はそれに該当するので、マオリ族の所有権はないと判断した。

上級裁判所のエリス判事の判決は、上訴裁判所に控訴された。上訴裁判所で審理が行われたのは2002年の7月であった。

Ⅲ．争 点

この訴訟がマオリ族上訴裁判所からニュージーランド上級裁判所へ審議の要請があったとき、次の8点についての判断が求められた。

1. 前浜とその先の海底および関連水域の所属の判断に関するマオリ族土地裁判所の管轄は、1993年の「マオリ族土地法」ではどのように規定されているか。
2. ニュージーランドの前浜の全部または一部がマオリ族の慣習上の土地であるということをニュージーランドの法律は認めているのか。
3. もし上記[2]の答えが「Yes」ならば、どの水域が問題になっているかは別として、海に隣接するマオリ族の慣習上の土地が、契約書では前浜について一切の言及がない状態でマオリ族の者以外に譲渡された後に、前浜から先の水域は、法的に見て、マオリ族の慣習上の土地として所有権が残るのか、譲渡と同時に所有権が喪失するのか。
4. 1965年の「領海及び漁業水域法」の制定以前に、ニュージーランドの法律では、海底及び隣接する海域のすべてまたは一部をマオリ族が慣習として所有するものであると認めていたか。
5. もし上記[4]の答えが「Yes」ならば、
 - (ア)海底に関するマオリ族の所有権は、1977年の「領海、隣接水域、占有経済水域に関する法」または、その前身の1965年の「領海及び漁業水域法」第7項によって喪失してはいないか。
 - (イ)前浜、海底、その隣接水域の地位に関してマオリ族土地裁判所がその管轄権を行使した場合、それは二つの「領海法」第7項の意味での「その水域の土地または利害の下付」に相当するのではないか。
6. 海底はマオリ族が慣習上所有する土地であるとマオリ族土地裁判所が宣言することを、「領海法」第7項、及び、1993年の「マオリ族土地法」第129項³⁾は禁止してはいないか。
7. マールバラサウンズの前浜及び海底を港湾委員会や地方自治体、その他の人物に帰属することを制定した次に記す法律は、マオリ族の所有権を喪失される性格のものではなかったか。
 - (ア)1867年の「公共保留地運営法 (Public Reserve Management Act)」
 - (イ)ピクトン湾一帯をピクトン市議会に帰属した1896年の「ピクトンレクリエーション保留地法 (Picton Recreation Reserve Act)」
 - (ウ)1905年の「ヘイヴロック港湾委員会法 (Havelock Harbour Board Act)」
 - (エ)1907年の「保留地及びその他の土地の処分並びに公共の法人設置法 (Reserves and Other Lands Disposal and Public Bodies Empowering Act)」の第30項
 - (オ)1910年の「保留地及びその他の土地の処分並びに公共の法人設置法 (Reserves and Other Lands Disposal and Public Bodies Empowering Act)」

- (カ)1915年の「保留地及びその他の土地の処分並びに公共の法人設置法 (Reserves and Other Lands Disposal and Public Bodies Empowering Act)」
 - (キ)1960年の「マールバラ湾修正法 (Marlborough Harbour Amendment Act)」
 - (ク)1973年の「保留地及びその他の土地の処分法 (Reserves and Other Lands Disposal Act)」
 - (ケ)1977年の「マールバラ湾修正法 (Marlborough Harbour Amendment Act)」
8. 1991年の「前浜および海底の下付地回収法 (Foreshore and Seabed Endowment Revesting Act 1991)」の第9項Aは、この水域のマオリ族の慣習上の所有権を喪失させてはいないか。

IV. 判 決

上訴裁判所の裁判官5人のすべてが、1993年の「マオリ族土地法」に基づけば、前浜及び海底の所有権に関する事項はマオリ族土地裁判所の管轄の範囲内にあるということで意見が一致した。判決文は、キース (Keith) 判事とアンダースン (Anderson) 判事が合同で書いたのを除けば、イライアス (Elias) 裁判長及びゴールト (Gault)、ティピング (Tipping) の各判事が個々に記した。ここでは、イライアス裁判長の判決文を中心に検討を行う。

A. 先住民による慣習上の土地の所有権について

ヨーロッパ人が植民地を開いてその後ヨーロッパ人の国家を建設したアメリカやオセアニアでは、先住民古来の土地に関する先住民の所有権について、常に問題となるところである。その点、ニュージーランドの場合は、かなり明確に原則が確立しているように思われる。マオリ族が慣習上所有権を持つ土地は、1993年の「マオリ族土地法」第129項^{(2)(a)}では、「マオリ族の慣習上の価値観及び行為 (tikanga Maori) によって所有される土地」とあり、それ以前のマオリ族の土地に関する法律も、1862年以来、「慣習と使用する行為によって所有される土地」とある。問題となる土地がマオリ族に属するものであるかどうかの判断は、先祖代々その地で「アヒカ (Ahika)」の実績があるかどうかによってなされる。「アヒカ」とは、「火を焚いて居住する」という意味であり、そこが伝統的な生活の地であったか否かということが判断の基準になる。

ニュージーランド政府と先住民との関係を語る場合に、よく1840年の「ワイタンギ条約 (Treaty of Waitangi)」⁽⁶⁾が引き合いに出されるが、伝統的な土地の所有権に関しては、判断の基準とはならない。ワイタンギ条約は、ニュージーランドの主権 (統治権) をイギリス政府が譲り受けた条約であり、この時からニュージーランドが正式にイギリス領となったとされている。また、一方では、イギリス政府はマオリ族の権利を保障し保護する義務を帯びた。土地の所有に関しては、マオリ族が自発的に他人に譲渡しない限り、マオリ族の所有権が認められている。ワイタンギ条約に関してしばしば生じる誤解は、主権の譲渡が土地の所有権の譲渡でもあるとみなされることであるが、主権が譲渡されても、土地の所有権は変わらないのが原則である。主権はあくまでも統治権であって、所有権ではないのである。従って、ワイタンギ条約は、マオリ族の土地の所有権を確認し保証はしたが、これによってイギリス政府に土地の所有権が移ったということは絶対ではない。

先住民が存在するイギリスの植民地へイギリスの慣習法が導入された場合、その慣習法は、財産の所有権を含めて、現地の慣習に適応して適用されるのが慣習になっている。ニュージーランドでは、1840年にこの慣習が始まり、1858年の「イギリス法に関する法 (English Law Act)」では、

現地の慣習への適応が成文化されている。ニュージーランド上訴裁判所が1872年に下した「ランドン&ウィタカー所有権法判決」⁽⁷⁾では、イギリスの慣習法に加えて、現地の先住民の間に定着した慣習や権利は尊重しなければならないと述べている。北アメリカでは、インディアンが住んでいる土地はヨーロッパ人の観点では所有者がいない空の土地と見なされるのが常であったが、それでも、米国最高裁判所は1823年に「ジョンソン対マッキントッシュ」判決⁽⁸⁾で、慣習法によって土地の所有権は先住民にあるとの判決を下している。1888年にイギリス枢密院司法委員会は、カナダの「セントキャサリンズ製材所対英国女王裁判」⁽⁹⁾が上訴されてきたのを受けて、イギリス政府の本質的で最終的な土地の所有権は、先住民の権利の制約を受けるものであり、インディアンが土地の所有権を自ら放棄したり譲渡したりしない限り、所有権はイギリス政府にはないという判決を下した。このように、先住民の慣習としての土地の所有権は、ニュージーランドだけではなく、イギリスの植民地全般を通じて尊重された原則である。

B. 先住民による慣習としての前浜及び海底の所有権について

イギリス慣習法をはじめ、たいていの西洋的國家の法律では、満潮時の汀線から沖の海域及び海底は、國家の所有物であって個人や団体の私的所有物ではない。従って、自國の船舶ならば、自由に領海内を航行することができる。しかし、1840年にイギリス慣習法がニュージーランドに適用されたとき、マオリ族の慣習も尊重するという義務が生じ、海底の所有権は、それまでのマオリ族の慣習に準じることとなった。マオリ族の間では、前浜及びその延長は、その前浜に隣接する陸地に居住する部族集團の土地であるという慣習上の了解がある。従って、他のマオリ族の土地と同様、マオリ族が自発的に放棄するか譲渡しない限り、その所有権は喪失することがない。

さらに、1993年の「マオリ族土地法」の第129項⁽¹⁾に照らし合わせた場合、前浜とその先の海底は「土地」の定義に当てはまると考えられる。これまでの慣習では、河川や湖の底は、管轄の問題に全く触れることなくマオリ族土地裁判所が取り扱ってきた。1929年8月1日に下された「タミハナ・コロカイ対司法次官」判決⁽¹⁰⁾のオマペレ湖の湖底、1955年の「ワンガヌイ川の川底」⁽¹¹⁾判決などがその例である。従って、前浜や海底を湖底や川底とは異なった存在として扱うことの方が不自然である。

C. 立法によってマオリ族の所有権は喪失していないか

1. 1878年と1950年の「港湾法」

1963年の「90マイルビーチ判決」では、1878年の「港湾法」の制定以来、満潮汀線から沖の水域に関してはマオリ族土地裁判所の管轄がなくなると述べている。この「港湾法」は、1950年に改定され、問題となる部分は、第150項であり、次のように記されている。

海岸、入り江、湾、内海、それらに続く航行可能な河川で潮の満ち引きが見られる部分、並びに、これらの海域または航行可能な河川の海底及び川底は、すでに法律あるいは条令で許可されているものを除いて、議会で制定された法によって許可されない限り、いかなる港湾委員会、その他の団体、個人、集團に対して賃貸したり、譲渡したり、下付したり、処分したりしてはならない。

この条文は、一見、このような水域を個人が所有することを禁止しているように読めるが、実

際には、1878年以前にすでに所有が確定した水域については適用されない。これは、政府の管轄下にある土地に対して、将来の制約を加えたものである。従って、1840年の段階で慣習上の所有権が存在していたマオリ族の土地は影響を受けることがない。

2. 1965年と1977年の「領海法」

1965年の「領海及び漁業水域法」および1977年の「領海、隣接水域、占有経済水域に関する法」は、ニュージーランドの領海が3マイル、後に12マイルであることを制定した法律である。これらの法律は、あくまでも領海内の「主権」を主張したものであって、「所有権」を定めたものではない。従って、慣習上存在するマオリ族の所有権は、これらの法律の影響を受けることはない。

3. 1991年の「前浜および海底の下付地回収法」の第9項A

この長い名前の法律は、政府から下付された前浜および海底を無効として、もう一度政府の管轄に戻すためのものである。第5項では、特定の例外を除いて、これまでに港湾委員会や地方自治体の下付されたすべての土地を、「あたかも政府が一度も手放したことがなかったかのように」無条件で回収することを定めている。問題となっている第9項Aは、次の通りである。

9A. 前浜及び海底を政府の土地とすること

(1) 次に記すすべての土地

- (a) (i) 現在存在する(1991年の「資源管理法(Resource Management Act 1991)」の意味での)沿岸海洋地域の前浜と海底、または、
 - (ii) 1991年10月1日の時点で(同法の意味で)沿岸海洋地域の前浜及び海底であったものがその日あるいはそれ以降に(法的手段を問わず)回収されたもの、並びに、
 - (b) 現在一時的に政府に帰属するもの、しかし、同時に公共の使用のために保持されていたり、いかなる個人によっても単純不動産として所有されていない土地
- 以上の土地のすべては、当法の当項が適用される政府所有の土地とし、当該大臣によって管理される。しかし、1948年の「土地法」の規定は、これらの土地には適用されない。

1948年の「土地法」にも、政府の土地を定義する場合、「同時に公共の使用のために保持されていたり、いかなる個人によっても単純不動産として所有されていない土地」という同じ文面があり、この文面によって「マオリ族の土地」は、政府の土地から除外されることになる。一方、「マオリ族の土地」は、1953年の「マオリ族に関する法」によって、「慣習としてマオリ族に属する土地、あるいは、マオリ族の個人が所有する土地」と定義づけられている。従って、この法律は、政府が所有する権利を持つ土地について定めたものであり、マオリ族の土地を政府に譲渡することを定めた法ではない。

4. 1991年の「資源管理法」

ニュージーランドの海産物養殖業者組合(NZ Marine Farming Association)は、前浜や海底が個人の所有物になるということは、1991年の「資源管理法」が沿岸地域の資源を管理しようとする精神に反するものであるという主張をしている。しかし、この法律は、沿岸地域の資源の管理を目的としたもので、対象となる地域・水域の所有者が誰であろうとも、すなわち、政府であろうと

も、マオリ族であろうとも、あるいはその他の個人であろうとも、平等に管理するのが目的であって、所有権を兼行するためのものではない。したがって、この法律によって、マオリ族の所有権が喪失することはない。

5. 1963年の「90マイルビーチ判決」

この判決では、イギリスがニュージーランドの主権を獲得したとき、特権としてニュージーランドの前浜の所有権も獲得したと判断した。この判断は、ニュージーランドがイギリス領になったのと同時に、イギリスの慣習法がニュージーランドに適用されてという原則に基づくものである。すなわち、イギリスの植民地にイギリスの慣習法が適用された時点で、それまであった現地の慣習はその効力を失うという解釈である。そして、1865年の「先住民土地法 (Native Land Act 1865)」などは、イギリス政府が道義的義務を感じたので、先住民に対する慈悲として与えたもので、法的には必ずしも必要ではなかったと解釈されている。

しかし、前にも述べたとおり、イギリスの慣習法が植民地に適用される場合、現地の慣習法を尊重した上で適用されるのが本来のあり方である。また、主権の譲渡は、土地の所有権の譲渡とは全く別問題である。従って、主権がイギリスに譲渡されても、マオリ族の土地の所有権はイギリスに譲渡されたということはない。1963年の「90マイルビーチ判決」は、本質的に間違った判決であったというのが、本裁判の判断である。

問題となっている前浜や海底が、原告の小部族に属するかどうかを判断することは、当法廷の管轄ではない。ここでは、一般論として前浜や海底がマオリ族に属する可能性を述べるのみで、特定の地域が特定の部族に属するかどうかの判断は、マオリ族土地裁判所が、当該部族のこれまでの tikanga Maori(そこを生活の一部として活用してきたかどうか)を判断して決定する。従って、本法廷は、マールバラサウンズ地域の前浜および海底が、原告のマオリ族に属するものであるか否かの審査を行う権限はマオリ族土地裁判所にあるということだけを結論として出すのみにとどめた。

V. 判決後の動向

上訴裁判所は、ニュージーランドに存在する裁判所では最も高い地位にあり、今後、イギリスの枢密院に上訴されない限り、ここでの判決が最終判決となる⁽¹²⁾。従って、この判決に不満のある場合には、理論的には枢密院へ上訴することになるが、よほどのことでないと、ロンドンを煩わすということはない。しかし、ニュージーランド政府側としては、決して納得できないわけであるから、この場合、前浜と海底の所有権がマオリ族にないようにするには、政治的な手段に訴えることも考えられる。

慣習上マオリ族に所有権のある土地がマオリ族のもでなくなるには、次のような可能性がある。まず、第一に、マオリ族の意志によって国に売却する場合である。第二に、マオリ族土地裁判所の審査に委ねて、裁判所が、問題となる土地は、慣習としてマオリ族の土地であるとは言い難いと判断した場合がある。第三に、立法府において、特定の法律が制定され、その法律で、問題となる土地はマオリ族の所有物ではないと定められる場合である。

ニュージーランドのヘレン・クラーク首相は 2003年 6月19日の上訴裁判所の判決が下りた後、第三の方法を取る可能性を示唆する発言をした。首相は 6月23日に、「前浜と海底の所有権は、す

で長い期間にわたって国のものであると見なされてきた。ゆえに、政府は、国全体の利益を考慮してそこを管理する法律を整備してきたのである。^{13}判決の後、政府筋は一種のパニック状態に陥ったようであるが、その主な理由は、マオリ族が前浜や海底の所有権を主張し始めると、一般国民は、これまでしてきたように、海岸で泳いだり海でボート遊びや釣りをしたりすることができなくなってしまうのではないかという不安が生じたからであったようである。司法長官のマーガレット・ウィルソンは、「もし、政府が上訴裁判所の判決の施行を阻止しなかったら、マールバラサウンズの問題となっている部分は立ち入り禁止になって、一般のレジャーボートなどは航行することができなくなる可能性もある」という趣旨の発言をしている^{14}。

従って、新しく提案される法案には、次のような趣旨の内容が織り込まれるのではないかという推測がある。前浜と海底の所有権は、ずっと昔から国にあった。今回は、マオリ族から所有権を剥奪するのではなく、以前からの伝統（慣習）を再確認するだけである。ただし、所有権はマオリ族にはないが、慣習としての漁業権はマオリ族にあるので、これをマオリ族から取り上げることはしない。この法律では「慣習上の『所有権』」と「慣習上の『使用权』」との区別を明確にし、使用权まで取り上げることはしない。この法律の制定に向けては、マオリ族とも十分に話し合いを行う。

ニュージーランド政府は、できれば、マオリ族の利益を著しく損なうことなく、かつ、公共の利益を確保する、いわゆる「玉虫色の決着」をつけることができれば最も望ましいと考えているので、どのような法案を提出するかについては、具体性もなく、漠然としたコメントしか発表していない。従って、次のようなことが、一般方針として明らかになっているだけである^{15}。

- 政府は、前浜と海底の海域には、国民が自由に出入りできる権利を支持する。
- 政府は、まだ保証していないマオリ族の慣習上の権利を保護する。
- この問題の解決に向けて、閣僚の重要なメンバー数人から成るチームと、選挙で選ばれたマオリ族の代表とが話し合いを重ねて、両方の利益をどのように守っていくかを考えていく。
- この話し合いの目標は、一方では、一般国民が自由に海岸や海を使用する権利を維持しつつ、いかにしてマオリ族の伝統的な権利を保護していくか、その中間的道筋を見いだすことである。
- 最終的には、法律の形で決着をつけるのが望ましいが、具体的な内容は今後の検討課題である。

さて、マオリ族側にはどのような動きがあるかということ、「漁業権」などの実質的な権利が保護されるのなら「所有権」については、あえて主張しなくてもよいのではないかという穏健派と、何が何でも「所有権」を主張していかなければならないという強行派の2派に分かれているようである。

穏健派の代表には、国会議員のジョン・タミヘレ（John Tamihere, MP）の意見がある。「私の父は、海のことを『カパタ・カイ（食料の戸棚）』と呼んだ。彼によると、海も海の幸も陸地の権利の延長線上にあり、陸地との違いはない。漁場には一つ一つ名前が付いていて、これは何代も受け継がれてきて、今後何代も受け継がれていくだろう。季節ごとにやってくる魚の知識も、季節ごとに取るべきエビや貝の区別も、すべて分かっている。また、特定の家族や部族が陸地のどこに住んでいるかによって、どこの漁場で漁をするかが決まっている。私の理解では、伝統的に受け継がれてきたものはどこで漁をするかという『漁業権』であって、だれがどこの海を所有するかという『所有権』ではない。マオリ族の一部のものは、前浜や海底の独占的な『所有権』を主

張しているようだが、私の父が、私がどこの海底を所有しているかと教えてくれたという記憶はない。彼は、ただ、海を尊敬せよ。海はおまえを生かしも殺しもする、と教えてくれただけである。」タミヘレの穏健な態度の本質にあるものは、「もし、マオリ族がフェアな態度で臨めば、他の人たちも理解してくれるだろうが、どさくさに紛れて利益を得ようというような態度に出れば、反発されるのは間違いない」という判断である⁽¹⁶⁾。

しかし、マオリ族の強行派の代表は、このタミヘレの発言を真っ向から否定している。「タミヘレの発言はあくまでも個人的な見解であって、マオリ族全体を代表するものではない。この問題は、マオリ族の小部族や部族の集会で意見を定める問題である。」と主張している⁽¹⁷⁾。また、マオリ族側には、納得できない事実が一つある。それは、ニュージーランドの18,000kmの前浜の約半分が、すでに個人の白人の所有物になっており、これらの海岸の多くは、それに隣接する土地が私有地であるために、一般国民にはアクセスできない状態になってしまっている。そして、政府は、今度のマオリ族の所有を否定する法案では、これらの私有地には一切関与しないということを明言している。このことは、マオリ族にとっては、不合理としか受け止めることができない。一方、マオリ族の伝統では、たとえある海域の所有権があったとしても、これまでに一度として柵をめぐらせて他の者を締め出すようなことはしたことがない。従って、慣習として存在しない行為は、今後も行われることはない。マオリ族の所有権を認めるとその地域が立ち入り禁止になるという考え方は、無知の者が勝手に想像したことであるから、不必要にパニックすることはない。

VI. 結 語

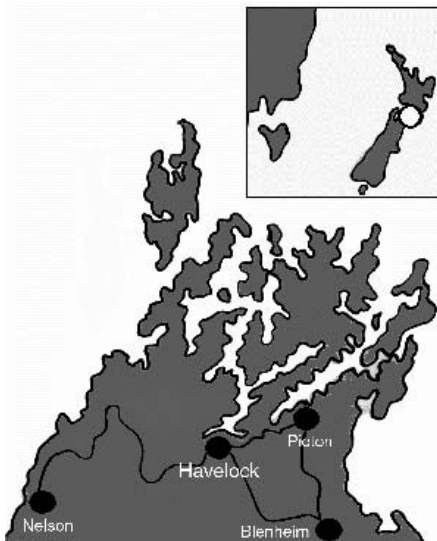
ニュージーランドの上訴裁判所の判決は、マールバラサウンズの前浜と海底の所有権に関しては、マオリ族土地裁判所が審査を行う管轄権を持っているというものであった。その根拠は、イギリスがニュージーランドの主権を獲得したときにイギリスの慣習法もニュージーランドに適用されたが、そっくりそのまま適用されたのではなく、現地の法制度の慣習に合わせた形で適用されたはずである。その場合、土地の所有権、領海内での海の使用権などは、すでにニュージーランドに存在する慣習が優先されることになった。そして、上級裁判所は、慣習から見ると、マオリ族の前浜や海底の所有権は否定できないようであり、これまでの法律によっても所有権が剥奪されたという事実は認められないので、それ以後の判断、すなわち、特定の部族に特定の海の所有権があるかないかの判断は、マオリ族土地裁判所の管轄になると判断したのである。

この判決に対して、国民の85%の支持は確実に取り付けることができる、「海岸や海底は国の財産である」という主張を、政府が断念するはずがなく、新たな法律で所有を規制しようという動きがある。一方、マオリ族側は、程良いところで妥協点を見いだそうという穏健派と、どうしても所有権を主張しようとする強行派で意見が分裂している。2003年6月に下りたこの判決についての話し合いは9月の時点ではまだ平行線のままで決着を見ておらず、新法案の具体的な内容もはっきりしていない。

この問題を客観的な立場から見ると、次のようなことも言えるのではないか。マオリ族の前浜と海底の所有権については、マオリ族土地裁判所が審査することになるが、この裁判所では、通常のイギリス風の慣習法が基準になるのではなくて、マオリ族のしきたりや慣習を長老などからの意見を聞いて、伝統に従って判断をすることになっている。そこで、どの部族がどの海域を所

有するのかという判断をする前に、マオリ族の伝統そのものに、土地や海を「所有する」という概念があったかどうかを明らかにする必要があるのではないであろうか。

たとえば、北アメリカの先住民を例に挙げると、農耕を行っていたイロクワ系6部族を除くと、残りは全部狩猟によって生活をしてきた移動民族で、狩猟を行うテリトリーはあったが、土地を「所有する」という概念は全くなかった。土地ばかりではなく、日常の物資も食料も、すべて共同の財産であって、物を個人的に所有するということが考えられなかったのである。マオリ族出身の穏健派タミヘレは、それに近いような発言をしているが、全く根拠のないところでこのような発言はできないであろう。こうした中で、メンツよりも実際の利益が害されない実質的な判断がなされれば、最も幸運であるといえよう。



注

- (1) ニューージーランドでは、上訴裁判所が、地区裁判所 (District Courts) と上級裁判所 (High Courts) の上に存在する、国内では最高の地位にある裁判所である。最高裁判所に相当する機関は、ロンドンの枢密院 (Privy Council) であったが 2003年9月16日に、国内に最高裁判所を設置する案を議会の司法委員会が承認し、今後制度が変わる。上訴裁判所では 5人の裁判官が審判を下す。
- (2) 満潮汀線 (ていせん) と干潮汀線との間の海域。
- (3) *Ngati Apa, Ngati Koata, Ngati Kuia, Ngati Rarua, Ngati Tama, Ngati Toa and Rangitane And Anor v. The Attorney-General And Ors* CA CA 173 / 01 [19 June 2003]
- (4) 初期のマオリ族土地裁判所は、1865年の先住民土地法 (Native Land Act) によって、先住民土地裁判所 (Native Land Court) として設置された。1954年以降はマオリ族土地裁判所と呼ばれ、現在の裁判所は1993年のマオリ族土地法 (Te Ture Whenua Maori Act 1993) によって設置されている。この裁判所の主な任務は、マオリ族の土地の所有権をマオリ族の間で調整・管理することで、上訴裁判所を持つ。現在、この裁判所の管轄下にあるマオリ族に属する土地は、ニューージーランド全土 (約2,640万 ha) の約5%の130万 ha である。
- (5) *In Re the Ninety-Mile Beach* [1963] NZLR 461 .
- (6) 『ワイタンギ条約 (The Treaty of Waitangi)』は、1840年2月6日に署名され、これが今日のニューージーランドの建国の日とされているので、2月6日は、ニューージーランドでは「ワイタンギデイ」として国家の休日になって

いる。条約そのものは、英語版とマオリ語版の内容が異なり、法的な文書としては幼稚で問題が多い。原文は、<http://www.govt.nz> の中で検索をすれば、容易に入手することができる。

- (7) *Re Landon and Whitaker Claims Act* 1871 (1872) 2 NZCA 41 at 49 .
- (8) *Johnson v. M'Intosh* (1823) 21 US (8 Wheaton) 543 .
- (9) *St Catherine's Milling and Lumber Co v. The Queen* (1888) 14 App Cas 46 .
- (10) *Tamihara Korokai v. Solicitor-General* (1912) 32 NZLR 321 .
- (11) *In Re the Bed of the Wanganui River* [1955] NZLR 419 and [1962] NZLR 600 (CA)
- (12) 2003年9月16日に、ニュージーランド議会は、イギリスの枢密院に取って代わる最高裁判所を国内に設置することを承認した。従って、この法律が施行されると、最高裁判所が最も地位の高い上訴裁判所となる。” NZ approves new Supreme Court,” Yahoo News. <http://au.news.yahoo.com / 030916 / lpxm.html>
- (13) “Seabed owned by Crown says PM,” 23 06 2003 . <http://www.arena.org.nz/ trseabed.htm>
- (14) “Law to keep shoreline for all Kiwis,” 24 June 2003 . <http://www.arena.org.nz/ trseabed.htm>
- (15) “Summary of government approach resolving foreshore and seabed issues,” Press Release: New Zealand Government. <http://www.arena.org.nz/ trseabed.htm>
- (16) John Tamihere, MP. “Storm brews on the foreshore,” <http://www.arena.org.nz/ sbtamihe>.
- (17) “Maoli oppose Tamihere’s Opinions,” Press Release ,10 Julyn 2003 . <http://www.arena.org.nz>.